

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-8
提出年月日	令和5年2月17日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 4. 2)	全般	読点を「、」から「,」へ修正 (ただし, 他社と審査基準要求事項の「、」は対象外)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	全般	比較表の記載の適正化 ・相違理由欄の不要な読点の削除 ・相違理由欄のインデント適正化 ・相違理由欄の誤記訂正, 脱字訂正 (記載内容に変更がないもの) ・資料修正に伴う参照ページ番号の修正 ・P1.3-81以降, 表のヘッダー適正化 (「女川原子力発電所2号炉」)	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	取りまとめた資料-1	1.1-1)の記載を適正化 (下線部参照)  (旧) 設計方針・運用・体制などを変更し, . . . (新) 設計方針・運用・体制等を変更し, . . .	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	取りまとめた資料-2	表下段※書きの誤記訂正 (下線部参照)  (旧) . . . 配管・弁等の記載は省略している。 (新) . . . 配管・弁等の記載は省略している。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	取りまとめた資料-4	有効性評価の重要事故シーケンス名称の適正化 (下線部参照)  (旧) SBO±シールLOCA (新) <u>全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し, 原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故)</u>  (旧) 格納容器過圧破損 (新) <u>雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧破損)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	取りまとめた資料-3, 5	以下の設備の相違理由を変更  ・主蒸気逃がし弁作用可搬型空気ポンペ (旧) 設備名称の相違 (新) 設備の相違⑧  ・余熱除去ポンプ入口弁駆動用空気ポンペ (旧) 設備名称の相違 (新) 設備の相違⑥	左記変更に伴う本文中の文字色の変更 (緑→赤) 及び相違理由欄の変更については「該当ページ」の整理対象から除外する。
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 4. 2)	1.3-1, 18	対応手段名称の適正化 (下線部参照)  (旧) 加圧器補助スプレーによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 (新) 加圧器補助スプレー弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1.3-1, 14	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 4. 2)	1.3-4, 5, 28, 29, 32, 64, 65, 66, 68, 69, 88, 101, 102, 110, 111, 117	設備名称の適正化 (下線部参照)  (旧) A-制御用空気圧縮機 (海水冷却) (新) A-制御用空気圧縮機  「主蒸気逃がし弁 (現場手動操作)」の設備名称を「主蒸気逃がし弁」とした修正と同様。(女川審査実績の反映)  上記修正に伴い以下の対応手段名を適正化 (下線部参照)  (旧) ・A-制御用空気圧縮機 (海水冷却) による主蒸気逃がし弁の機能回復 ・A-制御用空気圧縮機 (海水冷却) による加圧器逃がし弁の機能回復 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による加圧器逃がし弁の機能回復	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1.3-3, 4, 24, 27, 63, 64, 65, 67, 68, 87, 99, 100, 105, 106, 114	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-4, 71, 104, 128	対応手段名称の適正化（下線部参照）  (旧) 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続発生時の対応手順 (新) 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順  「発生時・・・発生時の対応手順」の記載を適正化	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-3, 71, 101, 130	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-5	添付資料1.3.15の資料名の適正化（下線部参照）  (旧) 破損蒸気発生器隔離操作 (新) 破損側蒸気発生器隔離操作	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-4	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-8, 43	対応手段の記載表現を適正化（下線部参照）  (旧) 2次冷却系の除熱による・・・ (新) 2次冷却設備からの除熱による・・・  設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能の記載表現を設置許可添八の記載表現と統一。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-7, 35	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-12	対応手段の誤記訂正（下線部参照）  (旧) 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (新) 2次冷却設備からの除熱を用いた1次冷却系の減圧	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1. 3-9	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 4. 2)	1. 3-12, 20, 36, 44, 50, 54	対応手段の記載表現を適正化（下線部参照）  （旧）・・・2次冷却設備からの除熱を用いた1次冷却系の減圧に使用する設備の故障により1次冷却系の減圧ができない場合は、1次冷却系のフィードアンドブリードにより <u>原子炉冷却材圧力バウンダリ</u> を減圧する手段がある。  （新）・・・2次冷却設備からの除熱を用いた1次冷却系の減圧に使用する設備の故障により1次冷却系の減圧ができない場合は、1次冷却系のフィードアンドブリードにより <u>1次冷却系</u> を減圧する手段がある。  同一文章で「1次冷却系（の減圧）」と「原子炉冷却材圧力バウンダリ（を減圧）」で異なる表現が混在しているため記載表現を統一した。 以降の記載についても同様の修正を実施している。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1. 3-9, 15, 30, 36, 43, 48	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 4. 2)	1. 3-14, 17, 18, 21, 22, 23, 24, 26, 37, 38	対応手段の記載表現を適正化（下線部参照）  （旧）・・・加圧器逃がし弁の故障により1次冷却系の減圧ができない場合は、蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 <u>（注水）</u> を用いた1次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプにより蒸気発生器2次側へ注水する手段がある。  （新）・・・加圧器逃がし弁の故障により1次冷却系の減圧ができない場合は、蒸気発生器2次側からの除熱を用いた1次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプにより蒸気発生器2次側へ注水する手段がある。  「・・・減圧を用いた・・・減圧」とした記載表現を適正化。 以降の記載についても同様の修正を実施している。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1. 3-11, 13, 15, 17, 18, 19, 20, 22, 31, 32	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-17, 18	対応手段の記載表現を適正化（下線部参照）  (旧) 主蒸気逃がし弁による蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 (蒸気放出) で使用する設備は以下のとおり。  (新) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出で使用する設備は以下のとおり。  「による・・・による」とした記載表現を適正化。 以降の記載についても同様の修正を実施している。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-13, 14	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-17	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」に使用する設備の誤記訂正（下線部参照）  (旧) 2次冷却設備 給水設備 配管・弁 (新) 2次冷却設備 (給水設備) 配管	「給水設備」への括弧の追記については、技能1.3ヒアリングコメント回答(221216-45)にて整理する。
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-12	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-17	記載表現の適正化（下線部参照）  (旧) 1次冷却系の減圧ができない場合、・・・ (新) 1次冷却系の減圧ができない場合は、・・・	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-13	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-14	相違理由欄の誤記訂正・記載の適正化（下線部参照）  (旧) 蒸気発生器による注水、蒸気放出の手段・・・ (新) 蒸気発生器への注水及び蒸気発生器からの蒸気放出の手段・・・	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-19	「加圧器補助スプレイ弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧」に使用する設備へ以下の設備を追加（脱字訂正）  ・非常用炉心冷却設備 配管・弁	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-15	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-20, 21, 32	自主対策設備とする理由に記載する設備の適正化  【例：充てんポンプによる発電用原子炉への注水で使用する設備】 (旧) 充てんポンプ、燃料取替用水ピット、再生熱交換器、非常用炉心冷却設備配管・弁、化学体積制御設備配管・弁、1次冷却設備配管・弁、加圧器、原子炉容器、非常用交流電源設備 (新) 充てんポンプ、燃料取替用水ピット  対応手段に用いるすべての設備を記載するのではなく、理由を説明するために必要な設備のみを記載する見直しを行った。（女川の記載方針と相違なし）	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-16, 26, 27	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-20	所要時間の記載表現の適正化（下線部参照）  (旧) 蒸気発生器への注水開始までに約1時間の時間を要し、・・・ (新) 蒸気発生器への注水開始までに60分の時間を要し、・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-16	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-25, 31, 87	「加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベによる加圧器逃がし弁の機能回復」に使用する設備へ以下の設備を追加  ・ホース・弁	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-21, 26, 86	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-25	「加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベによる加圧器逃がし弁の背圧対策」の誤記訂正（後段の記載表現と統一※）  (旧) 想定される重大事故等時の環境条件を考慮して、原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力の状態 (0.283MPa[gage] ) となった場合においても・・・ (新) 想定される重大事故等時の環境条件を考慮して、原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力の状態 (0.283MPa[gage] ) となる前に・・・	※「後段の記載」はまとめ資料P1.3-60参照
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-21	同上	※「後段の記載」は比較表P1.3-58参照
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-26	「加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベによる加圧器逃がし弁の背圧対策」に使用する設備へ以下の設備を追加  ・ホース・弁 ・圧縮空気設備 (制御用圧縮空気設備) 配管・弁 ・非常用直流電源設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1. 3-21	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 4. 2)	1. 3-30	重大事故等対処設備の位置付けを整理する記載の適正化（下線部参照）  （旧）常設直流電源系統喪失時の減圧で使用する設備のうち、現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復で使用する主蒸気逃がし弁は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。また、蒸気発生器及び2次冷却設備主蒸気設備配管・弁は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。  （新）常設直流電源系統喪失時の減圧で使用する設備のうち、現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復で使用する主蒸気逃がし弁、蒸気発生器及び2次冷却設備（主蒸気設備）配管・弁は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。  「また、」前後の設備の位置付けは同じであるため下線部を削除	「主蒸気設備」への括弧の追記については、技能1.3ヒアリングコメント回答（221216-45）にて整理する。
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1. 3-25	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 4. 2)	1. 3-32, 56	自主対策設備とする理由の脱字訂正  （旧）主蒸気逃がし弁操作可搬型空気ポンベの容量から使用時間に制限があるものの、事故発生時の初動対応である主蒸気逃がし弁に対して・・・  （新）主蒸気逃がし弁操作可搬型空気ポンベの容量から使用時間に制限があるものの、事故発生時の初動対応である主蒸気逃がし弁の現場手動操作に対して・・・  上記以外の記載箇所についても同様の修正を実施	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1. 3-26, 50	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-32	以下の対応手段について、自主対策とする理由を対応手段毎に各々整理していたが、弁の機能回復を行うために使用する設備は同じであることから自主対策とする理由を1つの項目に統合（修正後は大飯の記載と相違なし）  ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による <u>主蒸気逃がし弁</u> の機能回復 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による <u>加圧器逃がし弁</u> の機能回復	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-27	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-33, 89	高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の防止で使用する設備の位置付け誤記訂正（下線部参照）  (旧) 「非常用直流電源設備」は重大事故等対処設備 (新) 「非常用直流電源設備」は重大事故等対処設備 <u>(設計基準拡張)</u>	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-27, 88	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-34, 89	蒸気発生器伝熱管破損発生時に使用する設備の位置付け誤記訂正（下線部参照）  (旧) <u>使用する設備はすべて重大事故等対処設備（設計基準拡張）</u> (新) 「非常用直流電源設備」は重大事故等対処設備（設計基準拡張）， <u>「非常用直流電源設備」以外の設備は重大事故等対処設備</u>	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-28, 88	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-36, 89	インターフェイスシステムLOCAで使用する設備の位置付け誤記訂正（下線部参照）  (旧) 「非常用直流電源設備」は重大事故等対処設備 (新) 「非常用直流電源設備」は重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-29, 88	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-34	蒸気発生器伝熱管破損発生時に使用する設備の位置付けを整理する項目へ下線部の記載を追加（女川審査実績の反映）  ・・・は、重大事故等対処設備として位置付ける。 これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。（添付資料1.3.1） 以上の重大事故等対処設備により、蒸気発生器伝熱管破損発生時に破損側蒸気発生器を隔離できない場合においても、1次冷却系を減圧することで、1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えいを抑制することができる。	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-28	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-36, 82	手順書を整理する項目の記載表現を適正化（下線部参照）  (旧) これらの手順は、発電課長（当直）、運転員及び災害対策要員の対応として事象の判別を行う運転手順書、原子炉の未臨界を維持する手順、・・・  (新) これらの手順は、発電課長（当直）、運転員及び災害対策要員の対応として事象の判別を行う運転手順書等、・・・  泊は第1.3.1表に記載する「整備する手順書」が複数ある場合に、上記文章へ手順書名称を記載する場合は代表的な手順書名称を記載している。（大飯と同様） また、女川も第1.3-1表に整理している個別の手順名称は記載していないため記載方針に相違なし。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-30,81	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-38,39,40,41,42,43,44,45,50,65,67,78,79	以下に該当する操作手順について「操作の成立性」の項目を追加（女川審査実績の反映） ・中央制御室で通常の運転操作により対応する手順 ・他の審査項目にて整理する手順 ・同一の審査項目内の別項目で整理している手順  上記に該当する手順については、PWR各社の審査実績により「操作の成立性」の項目を設けていなかったが、女川の審査実績を踏まえて、それら手順についても「操作の成立性」の項目を設けた。	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-31,32,33,34,35,36,37,42,64,65,78,79	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-38,40,49,64	補助給水ピットを水源として蒸気発生器へ注水する場合に考慮する事項について記載を適正化  (旧) なお、淡水を蒸気発生器へ注水する場合、・・・ (新) なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、・・・  補助給水ピットの水が枯渇する場合は、可搬型大型送水ポンプ車により海水を補助給水ピットへ補給する手順を整備しているため「又は海水」を追記	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-32,33,41,63	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-47	対応手段の記載表現の適正化（下線部参照）  (旧) 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧時の蒸気発生器からの蒸気放出は・・・ (新) 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧時における蒸気発生器からの蒸気放出は・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1. 3-39	同上	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 4. 2)	1. 3-49	現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動に関する記載の適正化 (下線部参照)  (旧)・・・現場手動操作によりタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の開操作及び専用工具を用いて・・・ (新)・・・タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の開操作及び専用工具(蒸気加減弁開操作)を用いて・・・  「現場手動操作により」は前段の記載と重複するため削除 「(蒸気加減弁開操作)」は脱字のため追記 修正後は大飯の記載と相違なし	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1. 3-41	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 4. 2)	1. 3-52, 53	加圧器逃がし弁操作用バッテリーの電源容量に関する記載表現の見直し (下線部参照)  (旧) 加圧器逃がし弁操作用バッテリーは、想定される重大事故等が発生した場合の原子炉格納容器内圧力においても、加圧器逃がし弁が確実に作動する電源容量※のバッテリーを配備している。また、加圧器逃がし弁用電磁弁消費電力は・・・  (新) 加圧器逃がし弁操作用バッテリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、加圧器逃がし弁が確実に動作する電源容量※のバッテリーを配備している。なお、加圧器逃がし弁用電磁弁消費電力は・・・  泊はバッテリーの電源容量の記載について、SA46条まとめ資料と合わせた記載表現としており「原子炉格納容器圧力」の記載はしていない。なお、泊のバッテリー容量の設定根拠は、加圧器逃がし弁用電磁弁の消費電力×作動時間×台数から求められる値であり、大飯の容量の設定根拠と相違なし。 「作動」から「動作」の修正は、「開(動作)状態を継続するための容量」として記載を適正化した(修正後は大飯の記載と相違なし)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-45	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-56	「主蒸気逃がし弁操作可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」の「手順着手の判断基準」の脱字訂正（下線部参照）  (旧)・・・主蒸気逃がし弁の開操作後、・・・ (新)・・・ <u>現場手動操作による主蒸気逃がし弁</u> の開操作後、・・・	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-50	同上	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-59, 98	「加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンベによる加圧器逃がし弁の機能回復」の「操作手順」の記載の適正化（下線部参照）  (旧) ④発電課長（当直）は、・・・加圧器逃がし弁による減圧が可能となったことを確認する。 <u>加圧器逃がし弁の開操作は、1.3.2.3「炉心損傷時における高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順」にて整備する。</u> (新) ④発電課長（当直）は、・・・加圧器逃がし弁による減圧が可能となれば <u>運転員に減圧開始を指示する。</u> ⑤運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で加圧器逃がし弁を開として減圧を開始し、1次冷却材圧力により1次冷却系が減圧されていることを確認する。  泊は加圧器逃がし弁による減圧開始までの操作手順を記載し、タイムチャート（第1.3.13図）で整理する作業時間と記載を統一。（伊方、玄海と同様）  また、上記修正に伴い、当該手段の監視計器一覧（9/19）へ操作手順における監視パラメータを追加	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-54, 96	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-58, 60, 83~89	「原子炉格納容器」の記載表現の適正化（下線部参照）  (旧) 格納容器 (新) 原子炉格納容器	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-53, 58, 82~88	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-61, 62	操作手順を他の項目にて整理している場合の「操作の成立性」の記載表現を見直し（女川審査実績の反映）  【修正例：「加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の開操作」操作の成立性】  (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合・・・  (新) 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の開操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合、・・・  前項の「操作手順」にて①から始まる手順の記載がある場合は「上記の操作は・・・」と記載し、他の項目又は他の審査項目の操作手順を参照させる場合は「（対応手段名称）の操作は・・・」と記載する。（女川の記載方針と相違なし）	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-60, 61, 62	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-63	記載の適正化（下線部参照）（女川審査実績の反映） 【「代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復」の「操作手順」】 （旧） 加圧器逃がし弁の開操作は、1.3.2.3「炉心損傷時における高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順」にて整備する。 （新） 加圧器逃がし弁は、中央制御室からの遠隔操作が可能であり、通常の運転操作により対応する。  また、上記修正により「操作の成立性」から以下の記載を削除（記載内容重複のため） （削除）操作については、中央制御室で通常の運転操作にて対応する。	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-62	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-64	誤記訂正（下線部参照）  （旧）操作の成立性は・・・にて整理する。 （新）操作の成立性は・・・にて整備する。	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-63	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-68, 69	記載表現の適正化（下線部参照）  （旧）可搬型搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）が運転可能となった場合は・・・  （新）可搬型搬型大型送水ポンプ車を用いた補機冷却水（海水）通水によりA-制御用空気圧縮機が運転可能となった場合は、・・・	「A-制御用空気圧縮機（海水冷却）」の修正については、No.10参照

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1. 3-67, 68	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 4. 2)	1. 3-69	直流電源が喪失した場合の加圧器逃がし弁の復旧に関する記載の適正化  (旧) 全交流動力電源喪失が原因で常設直流電源が喪失した場合、常設代替交流電源設備により、直流電源を確保して加圧器逃がし弁の機能を復旧する。 (新) 全交流動力電源喪失が原因で常設直流電源が喪失した場合、常設代替交流電源設備により、充電器を充電し、直流電源を確保して加圧器逃がし弁の機能を復旧する。  また、上記内容の記載場所を適正化（加圧器逃がし弁の機能回復を整理している段落へ移動）  (旧) 「(5) 重大事故等時の対応手段の選択」の3パラグラフ目 (新) 「(5) 重大事故等時の対応手段の選択」の9パラグラフ目	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1. 3-68	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 4. 2)	1. 3-74~77	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応手順の記載の適正化  (旧) 破断箇所 (新) 破損箇所  泊の有効性評価まとめ資料「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」は「破損」のため記載表現を適正化（大飯と相違なし）	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 4. 2)	1. 3-74~76	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-75	インターフェイスシステムLOCA発生時の「操作手順」の記載の適正化（下線部参照）  【インターフェイスシステムLOCA発生時の操作手順①】 （旧）・・・電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。 （新）・・・電動補助給水ポンプ等の自動作動を確認する。  蒸気発生器伝熱管破損発生時の操作手順①及び対応フロー図（第1.3.21図）と記載表現を統一	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-74	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-82～89	第1.3.1表（1/8～8/8）の誤記訂正（修正後、女川と相違なし）  （旧）対応手段，対応設備，手順書一覧 （新）対応手段，対応設備，手順書一覧	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-81～88	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-83	第1.3.1表（2/8）の誤記訂正  「1次冷却系のフィードアンドブリード」のうち，充てんポンプによる注水の「対処設備」欄から「1次冷却材ポンプ」を削除	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-82	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-83, 84, 85, 88	第1.3.1表 (2/8, 3/8, 4/8, 7/8) 下段の補足事項の記載を適正化 (下線部参照)  ・第1.3.1表 (2/8) の「*2」の記載の適正化 (旧) 1次系のフィードアンドブリード停止後の余熱除去運転による炉心冷却操作に使用する。 (新) 1次冷却系のフィードアンドブリード停止後の余熱除去運転による発電用原子炉の冷却操作に使用する。  ・第1.3.1表 (3/8) の「*1」と「*5」が内容重複のため「*5」を削除  ・第1.3.1表 (4/8) の「*1」と「*4」が内容重複のため「*4」を削除し、以降の附番を繰り上げ  ・第1.3.1表 (7/8) の「*4：重大事故等対策において用いる設備の分類」の脱字訂正	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-82, 83, 84, 87	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-86, 87	第1.3.1表 (5/8, 6/8) の「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備」の記載を本文の記載表現と統一 (下線部参照)  ・第1.3.1表 (5/8) (旧) 「直流電源」 (新) 「常設直流電源系統」  ・第1.3.1表 (6/8) (旧) 「直流電源」 (新) 「全交流動力電源」及び「常設直流電源」	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-85, 86	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-88	第1.3.1表 (7/8) の「可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復」の「対処設備」の脱字訂正 (下線部参照)  (旧) 2次冷却設備 主蒸気設備 配管 (新) 2次冷却設備 (主蒸気設備) 配管・弁	「主蒸気設備」への括弧の追記については、技能1.3ヒアリングコメント回答 (221216-45) にて整理する。
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-87	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-93,107	第1.3.2表 (4/19, 18/19) のパラメータ名称を適正化 (下線部参照)  (旧) 主給水流量 (新) 主給水ライン流量	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-92,103	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	96,99,100,101	第1.3.2表 監視計器一覧 (7/19, 10/19, 11/19, 12/19) の記載を適正化  第1.3.2表 (7/19) ・ 操作手順と併せて監視パラメータを追加  第1.3.2表 (10/19, 11/19, 12/19) ・ 「操作」欄と本文の記載を統一	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	95,97,98,99	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-109	第1.3.3表の名称の適正化 (女川審査実績の反映)  (旧) 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (新) 「 <u>審査基準</u> 」における要求事項ごとの給電対象設備	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-104	同上	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-110, 111	第1.3.1図, 第1.3.2図「機能喪失原因対策分析」の凡例の適正化 (女川審査実績の反映)  (旧) ・フロントライン系の代替設備・手段による対応 ・サポート系の回復操作による対応 (新) ・フロントライン系の対応 ・サポート系の対応	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-105, 106	同上	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-112, 113, 114, 118, 120, 122, 124, 126, 132	系統の概要図 (第1.3.3図, 第1.3.4図, 第1.3.5図, 第1.3.8図, 第1.3.10図, 第1.3.12図, 第1.3.14図, 第1.3.16図, 第1.3.22図) について以下の記載を適正化  ・流路上の使用ライン (太線) と使用しないライン (細線) ・流路上の弁の開閉状態 ・凡例の適正化 ・表のうち「操作対象機器」名称の適正化 ・表のうち「状態の変化」の適正化	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-109, 110, 111, 115, 117, 119, 123, 126, 137	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-118	概要図「第1.3.8図 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」が、SA45条まとめ資料の当該手段の概要図と異なる図を使用していたため、SA45条まとめ資料と同じ概要図へ差替え	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-115	同上	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-128, 130	蒸気発生器伝熱管破損発生時及びインターフェイスシステムLOCA発生時のタイムチャート(第1.3.18図, 第1.3.20図)の開始時間から「約」を削除し記載を適正化	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-130, 133	同上	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.2)	1.3-129, 131	蒸気発生器伝熱管破損発生時及びインターフェイスシステムLOCA発生時の対応フロー図(第1.3.19図, 第1.3.21図)を最新化(有効性評価まとめ資料より引用)	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-131, 134	同上	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.4.2)	1.3-137	泊が第1.3.22図「加圧器逃がし弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧」の概要図を整理している相違理由を追加	